

裁判員制度の下での捜査・公判はどう変わるか

公判

項目	現 状	裁 判 員 裁 判
公判全般	<ul style="list-style-type: none"> ○五月雨式公判開廷 ○主張（弁解）・立証の追加・変更 に制限なし ○あらゆる弁解を想定した全面立 証 ○書面の役割大 ○法律専門家向けの立証 	<ul style="list-style-type: none"> ○連日的開廷による集中審理 ○立証制限により、主張（弁解）の 追加・変更にも限界あり ○公判前整理手続で整理した争点に 絞った立証 ○口頭主義の徹底 ○素人にも分かりやすい立証
公判前整理 手続 (必要的)	<ul style="list-style-type: none"> ○S44判例の基準による訴訟指揮権 に基づく証拠開示 ○被告人側に主張明示義務なし ○争点は公判過程で明らかとなる ○公判審理計画を策定せずに公判 開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな明確なルールに基づく証拠 開示（類型証拠開示・争点関連証 拠開示） ○被告人側に主張明示義務あり ○争点・証拠を整理した上で公判が 開かれる ○綿密な公判審理計画を策定
証 拠 請 求	<ul style="list-style-type: none"> ○種々の弁解を想定した大量の書 証請求 ○当初の請求証拠をそのまま立証 	<ul style="list-style-type: none"> ○捜査段階の被疑者の供述を踏まえ 争点を予測し立証の柱を絞った証 拠請求（証拠の厳選） ○公判前整理手続の争点整理を踏ま えた請求証拠の追加・撤回
冒 頭 陳 述	<ul style="list-style-type: none"> ○立証するほぼ全事実につき詳細 な冒頭陳述 ○専門用語を多用した法律専門家 向けの冒頭陳述 	<ul style="list-style-type: none"> ○争点に絞った簡潔な冒頭陳述 ○素人が耳で聴き、目で見て検察官 の主張や事実関係がわかり易い冒 頭陳述 <ul style="list-style-type: none"> ・用語等の平易化 ・図面やパワーポイントの活用 ・証明事実と証拠の関係をわか り易くする工夫 等

証人尋問	○詳細な尋問 ○別期日に反対尋問を実施	○争点を考慮した効果的・効率的な尋問 ○即日反対尋問を実施
論告	○あらゆる点を網羅した詳細な論告 ○専門用語を多用した法律専門家向けの論告 ○法律専門家向けの求刑理由	○立証の柱と争点に絞った簡潔な論告 ○素人が耳で聴き、目で見ても検察官の主張や事実関係がわかり易い論告 ・用語等の平易化 ・図面やパワーポイントの活用等 ○素人にもわかり易い求刑理由

捜査

裁判員制度が導入されることによって捜査の基本が変わることはないが、裁判員裁判を見据えて、裁判員に分かりやすい証拠の収集・作成が必要になる。このことに伴う捜査の主な変更点としては以下のようなものが考えられる。

項目	現状	裁判員裁判
書証	○法律専門家向けの書証の作成 ○詳細な供述調書の作成	○素人に対しても分かりやすい書証の作成 ○ポイントに絞った供述調書の作成
補充捜査	○公判開始後も必要に応じて補充捜査を実施し、そのために公判期日の変更もあり得る	○公判前整理手続での争点の明確化、連日的開廷の必要性から補充捜査は原則として公判前整理手続の終結までに実施
余罪捜査・追起訴	○公判開始後も継続して行われることが少なくない	○公判前整理手続の終結までに行うことが必要